

## 平成十四年国土交通省令第六十六号

## 都市再生特別措置法施行規則

都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十条第一項及び第二項第七号、第二十三条、第二十四条第一項、第二十九条第三項、第三十七条第二項、第四十二条並びに第四十三条第一項の規定に基づき、都市再生特別措置法施行規則を次のように定める。

## （国際競争力強化施設）

**第一条** 都市再生特別措置法（以下「法」という。）第十九条の二第八項の国土交通省令で定める施設は、国際会議場施設、医療施設その他国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

## （都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為）

**第一条の二** 法第十九条の六ただし書の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものは、法第十九条の五の規定により都市施設に関する都市計画事業の施行予定者として定められた者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

## （開発行為に係る同意に関する協議）

**第一条の三** 法第十九条の八第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る開発行為に関する次に掲げる書類を添えて、これらを都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可の権限を有する者に提出するものとする。

一 整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二 都市計画法第三十条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類

三 都市計画法第三十条第二項の書面に相当する書面及び同項の図書に相当する図書

## （開発行為に係る同意の基準）

**第一条の四** 法第十九条の八第一項の同意は、都市計画法第三十三条第一項各号（同条第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）のいずれかに該当しないときは、これを行うことができない。

## （土地区画整理事業に係る同意に関する協議）

**第一条の五** 法第十九条の九第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る土地区画整理事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。

一 整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二 土地区画整理法第四条第一項の規程又は規約及び事業計画

三 土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第二条第一項各号に掲げる書類に相当する書類

## （土地区画整理事業に係る同意の基準）

**第一条の六** 法第十九条の九第一項の同意は、土地区画整理法第九条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、これを行うことができない。

## （土地区画整理事業に係る証明書の交付）

**第一条の七** 土地区画整理法第四条第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の九第二項の規定により土地区画整理法第四条第一項の認可があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

## （民間都市再生事業計画に係る同意に関する協議）

**第一条の八** 法第十九条の十第一項の規定により協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る民間都市再生事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを国土交通大臣に提出するものとする。

一 整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二 法第二十条第一項の民間都市再生事業計画

三 第二条第一項各号に掲げる図書に相当する図書

## （民間都市再生事業計画に係る同意の基準）

**第一条の九** 法第十九条の十第一項の同意は、法第二十一条第一項各号のいずれかに該当しないときは、これを行うことができない。

## （市街地再開発事業に係る同意に関する協議）

**第一条の十** 法第十九条の十一第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る第一種市街地再開発事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項の認可の権限を有する者に提出するものとする。

一 整備計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二 都市再開発法第七条の九第一項の規程又は規約及び事業計画

## （市街地再開発事業に係る同意の基準）

**第一条の十一** 法第十九条の十一第一項の同意は、都市再開発法第七条の十四第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、これを行うことができない。

(市街地再開発事業に係る証明書の交付)

第一条の十二 都市再開発法第七条の九第一項の認可の権限を有する者は、法第十九条の十一第二項の規定により都市再開発法第七条の九第一項の認可があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類を当該認可があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

(建築物の建築等に係る同意に関する協議)

第一条の十三 法第十九条の十七第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを建築主事又は建築副主事に提出するものとする。

一 都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項(法第十九条の十五第二項第四号に掲げる事項として記載しようとする場合にあつては、都市再生安全確保計画に記載しようとする事業及びその実施主体に関する事項。次項第一号、第一条の十六第一号及び第一号の二十第一号において同じ。)を記載した書類

二 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三に規定する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)

第一条の十五第一項において同じ。)の規定による確認の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)

同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)

二 法第十九条の十七第三項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを特定行政庁に提出するものとする。

一 都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二 建築基準法施行規則第十条の十六第一項に規定する建築基準法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定の申請書及びその添付図書又は添付書面に相当する書類及び図書(当該建築物の敷地若しくは建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合であつて当該一団地(その内に同条第八項の規定により現に公告されている他の対象区域(同条第六項に規定する対象区域をいう。以下この号において同じ。))があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。内に一若しくは二以上の構えを成す建築物(二以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築されるものに限る。))が建築される場合又は同条第二項に規定する場合における協議の申出の場合に限る。)

三 建築基準法施行規則第十条の二十三に規定する建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書(同項に規定する場合における協議の申出の場合に限る。)

(建築物の建築等に係る同意の基準)

第一条の十四 法第十九条の十七第一項の同意は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合しないときは、これをすることができない。

2 法第十九条の十七第三項の同意は、前条第二項第二号に規定する協議の申出の場合にあつては安全上、防火上又は衛生上支障があるとき、同項第三号に規定する協議の申出の場合にあつては建築基準法第八十六条の八第一項各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

(建築物の建築等に係る証明書の交付)

第一条の十五 建築主事又は建築副主事は、法第十九条の十七第四項の規定により建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)

の規定による確認済証の交付があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十三第一項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該確認済証の交付があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

2 特定行政庁は、法第十九条の十七第四項の規定により建築基準法第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の八第一項の規定による認定があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十三第二項の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

(建築物の耐震改修に係る同意の基準)

第一条の十六 法第十九条の十八第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の耐震改修に関する次に掲げる書類を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

一 都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)第二十八条に規定する建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百二十三号)第十七条第三項の規定による認定の申請書並びにその添付図書及び添付書類に相当する書類及び図書

(建築物の耐震改修に係る同意の基準)

第一条の十七 法第十九条の十八第一項の同意は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

第一条の十八 所管行政庁は、法第十九条の十八第三項の規定により建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項の規定による認定があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の十六の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例に係る認定申請書及び認定通知書の様式)

第一条の十九 法第十九条の十九第一項の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第一の申請書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

2 特定行政庁は、法第十九条の十九第一項の規定による認定をしたときは、別記様式第二の通知書に、前項の申請書の副本一通及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 特定行政庁は、法第十九条の十九第一項の規定による認定をしないときは、別記様式第三の通知書に、第一項の申請書の副本一通及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意に関する協議)

第一条の二十 法第十九条の十九第二項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書の正本一通及び副本一通に、それぞれ、当該申出に係る建築物の建築等に関する次に掲げる書類を添えて、これらを特定行政庁に提出しようとするものとする。

一 都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二 前条第一項の申請書及びその添付図書又は添付書面に相当する書類及び図書

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る同意の基準)

第一条の二十一 法第十九条の十九第二項の同意は、交通上、安全上、防火上又は衛生上支障があるときは、これをすることができない。

(都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等を有する建築物の建築等に係る証明書の交付)

第一条の二十二 特定行政庁は、法第十九条の十九第三項の規定により同条第一項の規定による認定があつたものとみなされたときは、遅滞なく、その旨を証する書類に第一条の二十の協議書の副本一通及びその添付書類を添えて、当該認定があつたものとみなされた事業の実施主体に交付するものとする。

(都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する同意に関する協議)

第一条の二十三 法第十九条の二十第一項の規定による協議の申出をしようとする協議会は、協議書に当該申出に係る都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に関する次に掲げる書類を添えて、これらを当該都市公園の公園管理者に提出するものとする。

一 都市再生安全確保計画に記載しようとする事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項を記載した書類

二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条第二項の申請書に相当する書類

(都市公園に設けられる都市再生安全確保施設の整備に関する事業に係る同意の基準)

第一条の二十四 法第十九条の二十第一項の同意は、次の各号のいずれかに該当しないときは、これをすることができない。

一 公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。

二 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第十五条第一項から第三項までに規定する基準並びに同令第十六条各号及び第十七条各号に掲げる基準に適合するものであること。

(民間都市再生事業計画の認定等の申請)

第二条 法第二十條第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第四による申請書に次に掲げる図書(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書)を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図

二 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設並びに都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第九十号。以下「令」という。)第八条に規定する公益的施設の配置を表示した事業区域内に建築する建築物の配置図

三 縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図

四 都市再生事業の工程表

五 都市再生事業についての事業区域内の土地及び付近地の住民に対する説明会の開催の状況及び当該住民から提出された当該都市再生事業に関する意見の概要

六 縮尺、方位、事業区域、申請者が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利(次号並びに第二十二條第六号及び第七号において「所有権等」という。)を有する土地及び

七 申請者が所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定(第二十二條第六号において「所有権の取得等」という。)をしようとする土地の境界線並びに事業区域内の建築物の位置を表示した事業区域内にある土地及び建築物の配置図

八 申請者が事業区域内の土地について所有権等を有する者であることを証する書類その他の申請者が事業区域内において事業を実施することが可能であることを証する書類

九 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類

十 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類

十一 都市再生事業の施行に必要な資金の調達の見込みを記載した書類

十二 都市再生事業の施行に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達方法及びその調達方法を記載した書類

十三 令第七條第一項ただし書に規定する場合においては、当該場合に該当することを明らかにすることができる図書

第十四 前各号に掲げるもののほか、法第二十一條第一項各号に掲げる基準に適合することを明らかにするために国土交通大臣が必要と認める図書

第十五 法第二十四條第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第四による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係るもの(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書)を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第十三号中「法第二十一條第一項各号」とあるのは、「法第二十四條第二項において準用する法第二十一條第一項各号」とする。

(民間都市再生事業計画の記載事項)

第三条 法第二十条第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 都市再生事業の名称及び目的

二 当該都市再生事業が都市再生緊急整備地域における市街地の整備を緊急に推進する上で効果的であり、かつ、当該地域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

三 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項  
 (民間都市再生事業計画の公表)

**第四條** 法第二十三条(法第二十四条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 都市再生事業の名称及び目的
- 二 認定計画に係る建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要  
 (民間都市再生事業計画の軽微な変更)

**第五條** 法第二十四条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 二 工事着手の時期及び事業施行期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市再生事業の施行に支障がないと国土交通大臣が認める変更  
 (認定事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法)

**第五條の二** 法第二十九条第一項第一号ハの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 認定事業者(認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。)に対する資金の貸付け
- 二 認定事業者から認定建築物等又は認定建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等(法第二十九条第一項第一号イに規定する株式会社等をいう。以下同じ。)(認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理するものに限る。)に対する資金の貸付け  
 (民間都市機構の行う都市再生事業支援業務の基準)

**第六條** 法第二十九条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号に掲げる業務に係るものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二十九条第一項第一号に掲げる業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者(民間都市機構の役員及び職員を除く。)のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもって組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。

イ 金融若しくは経済又は民間都市開発事業の施行に優れた知識と経験を有し、公正な判断をすることができる者

- 二 土地の権利関係又は評価について特別の知識と経験を有し、公正な判断をすることができる者

イ 資金の貸付け 元利金の支払について劣後的内容を有する特約(資金の貸付け又は社債の取得(以下「資金の貸付け等」という。)を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による資金の貸付け後に行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十七条第二号イにおいて同じ。)が付され、かつ、担保が付されているもの(前条に掲げる方法により支援する場合にあっては、民間都市機構の求めに応じ担保を付することが約されているものを含む。)であること。

ロ 社債の取得 元利金の支払について劣後的内容を有する特約(資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、民間都市機構に優先して弁済を受けることができる権利を有する特約をいい、民間都市機構による社債の取得後に資金の貸付け等を行う民間都市機構以外の者の全部又は一部が、当該権利を有することとなる特約を含む。第二十六条、第二十七条第二号ロ及び第四十六条の二において同じ。)が付され、かつ、担保が付されているもの(前条に掲げる方法により支援する場合にあっては、民間都市機構の求めに応じ担保を付することが約されているものを含む。)であること。

三 認定事業が次のいずれにも該当するものであること。  
 イ 公共施設に準ずる避難施設、駐車場その他の都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備を伴うものであること。  
 ロ 整備される建築物の総合的な性能が高く、かつ、当該建築物の建築、使用及び解体に係る二酸化炭素の排出の抑制が図られることが確実であると見込まれるものであること。

四 一般の金融機関の行う金融等を補充するものであること。  
 五 民間都市機構による資金の貸付け等に係る債務の保証その他の国土交通大臣が認める信用補完措置が講じられるものであること(認定事業の工事に着手するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合に限る。)

(都市再生事業等を行う者による都市計画の決定等の提案)

**第七條** 法第三十七条第二項の規定により計画提案を行うおとする者は、氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都市計画決定権者に提出しなければならない。

一 都市再生事業を行うために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案する場合にあっては、次に掲げる図書

イ 当該都市計画の素案

ロ 別記様式第五による当該都市再生事業に関する計画書

ハ 当該都市再生事業に関する次に掲げる図書

(1) 方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図

(2) 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び事業区域内に整備する公共施設の配置を表示した事業区域内に建築する建築物の配置図

(3) 縮尺、方位及び間取りを表示した建築する建築物の各階平面図

(4) 縮尺を表示した建築する建築物の二面以上の立面図

- 二 法第三十七条第二項第二号の同意を得たことを証する書類
- ホ 法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類
- 二 関連公共施設整備事業を行うために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案する場合にあっては、次に掲げる図書
- イ 当該都市計画の素案
- ロ 別記様式第五の二による当該関連公共施設整備事業に関する計画書
- ハ 当該関連公共施設整備事業の事業区域を表示した図面その他必要な図面
- ニ 当該関連公共施設整備事業に係る都市再生事業に関する次に掲げる図書
- (1) 方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図
- (2) 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び事業区域内の当該都市再生事業に係る公共施設の配置を表示した事業区域内の当該都市再生事業に係る建築物の配置図
- (3) 縮尺、方位及び間取りを表示した当該都市再生事業に係る建築物の各階平面図
- (4) 縮尺を表示した当該都市再生事業に係る建築物の二面以上の立面図
- ホ 前号二及びホに掲げる書類
- 2 前項第二号二の規定にかかわらず、都市計画決定権者は、同号二に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- （都市再生事業等に係る認可等の申請）
- 第八条 法第四十二条又は第四十三条第一項の規定により認可、認定又は承認（以下「認可等」という。）の申請を行うおとす者は、申請書に次に掲げる図書を添付して、これを当該認可等に関する処分を行う行政庁に提出しなければならない。
- 一 都市再生事業を施行するために必要な認可等の申請を行おうとする場合にあっては、前条第一項第一号ロ及びハに掲げる図書（法第四十二条第一号に掲げる認可又は認定の申請を行おうとする場合にあっては、前条第一項第一号ロに掲げる図書）
- 二 関連公共施設整備事業を施行するために必要な認可等の申請を行おうとする場合にあっては、前条第一項第二号ロからニまでに掲げる図書
- 2 前項第二号の規定にかかわらず、当該認可等に関する処分を行う行政庁は、前条第一項第二号二に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。
- （都市再生歩行者経路協定の認可等の申請の公告）
- 第八条の二 法第四十五条の三第一項（法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。
- 一 都市再生歩行者経路協定の名称
- 二 協定区域
- 三 協定区域隣接地が定められるときはその区域
- 四 都市再生歩行者経路協定の縦覧場所
- （都市再生歩行者経路協定の認可の基準）
- 第八条の三 法第四十五条の四第一項第三号（法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項は、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の向上に資するよう配慮して定められていなければならない。
- 三 都市再生歩行者経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
- 四 協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 五 協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。
- （都市再生歩行者経路協定の認可等の公告）
- 第八条の四 第八条の二の規定は、法第四十五条の四第二項（法第四十五条の五第二項、第四十五条の六第四項、第四十五条の八第四項又は第四十五条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。
- （退避経路協定の認可の基準）
- 第八条の五 法第四十五条の十三第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第四十五条の十三第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 退避経路の整備又は管理に関する事項は、都市再生安全確保計画に適合していなければならない。
- 三 退避経路の整備又は管理に関する事項は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の退避の安全上支障が生じないように定められていなければならない。
- 四 退避経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
- 五 協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

六 協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

(退避経路協定に関する準用)

第八条の六 第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の十三第一項に規定する退避経路協定について準用する。

(退避施設協定の認可の基準)

第八条の七 法第四十五条の十四第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号(法第四十五条の十四第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。  
 二 退避施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに退避施設の整備又は管理に関する事項は、都市再生安全確保計画に適合していなければならない。  
 三 退避施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに退避施設の整備又は管理に関する事項は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の退避の安全上支障が生じないように定められていなければならない。

四 退避施設協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

五 協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

六 協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

(退避施設協定に関する準用)

第八条の八 第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の十四第一項に規定する退避施設協定について準用する。

(管理協定の基準)

第八条の九 法第四十五条の十六第二項第二号(法第四十五条の十九において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 協定倉庫の管理の方法に関する事項は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等に対する災害応急対策に必要な食糧、医薬品その他の物資の適切な備蓄及び円滑な供給を図るために必要な事項並びに協定倉庫の維持修繕その他協定倉庫の適切な管理に必要な事項について定めること。

二 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下とすること。

三 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

(管理協定の縦覧に係る公告)

第八条の十 法第四十五条の十七第一項(法第四十五条の十九において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 管理協定の名称  
 二 協定倉庫の名称(その属する施設がある場合は、その属する施設の名称及び協定倉庫の部分)

三 管理協定の有効期間  
 四 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公告)

第八条の十一 前条の規定は、法第四十五条の十八(法第四十五条の十九において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(非常用電気等供給施設協定の認可の基準)

第八条の十二 法第四十五条の二十一第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号(法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。  
 二 非常用電気等供給施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項は、都市再生安全確保計画に適合していなければならない。  
 三 非常用電気等供給施設及びその属する施設の構造に関する基準並びに非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する事項は、大規模な地震が発生した場合において非常用電気等供給施設の機能に支障が生じないように定められていなければならない。

四 非常用電気等供給施設協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

五 協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

六 協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

(非常用電気等供給施設協定に関する準用)

第八条の十三 第八条の二及び第八条の四の規定は、法第四十五条の二十一第一項に規定する非常用電気等供給施設協定について準用する。

(都市再生整備計画の区域内における都市の再生に必要な事業)

第九条 法第四十六条第二項第二号への国土交通省令で定める事業は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業(以下「住宅街区整備事業」という。)その他国土交通大臣の定める事業とする。

第十条 削除

(特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人に準ずる者)

第十一条 法第四十六条第三項第一号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とするもの
- 二 地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人で、公共公益施設の整備等に関する事業を営むもの
- 三 商工会又は商工会議所であつて、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とするもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、市町村長が都市の再生を推進する観点から必要と認められる事業等を実施する者として、当該市町村長が指定したものの  
(滞在快適性等向上施設等)

第十二条の二 法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するもの
- 二 駐輪場その他これに類するもの
- 三 噴水、水流、池その他これらに類するもの
- 四 食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
- 五 アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの
- 六 街灯その他これに類するもの
- 七 花壇、樹木、並木その他これらに類するもの
- 八 電源設備その他これに類するもの
- 九 給排水設備その他これに類するもの
- 十 冷暖房設備その他これに類するもの  
(二体型滞在快適性等向上事業)

第十二条の三 法第四十六条第三項第二号イの国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一号に掲げる施設等の整備又は管理に関する事業
- 二 前条第一号に掲げる施設等並びにこれらの上に設置される同条第二号、第三号及び第五号から第十号までに掲げる施設等の整備又は管理に関する事業
- 三 前条第四号に掲げる施設等の整備又は管理に関する事業であつて、当該施設等のうち壁(当該施設等と一体的に活用されることにより滞在の快適性等の向上に資する公共施設その他これに準ずる施設(以下この号において「滞在快適性等向上公共施設等」という。)に接している階にあり、かつ、滞在快適性等向上区域内の歩行者に対する視覚的又は物理的な高い開放性を有するもの  
透明な素材とすること、構造上開閉できるようにすること又は位置を後退させることにより、滞在快適性等向上区域内の歩行者に対する視覚的又は物理的な高い開放性を有するもの  
(市町村が決定又は変更をすることができる都市計画)

第十二条 令第十三条第二号ニの国土交通省令で定める市街地開発事業は、施行区域の面積が二十ヘクタールを超える住宅街区整備事業とする。

第十二条の二 令第十九条の国土交通省令で定める要件)

第十二条の二 令第十九条の国土交通省令で定める要件は、同条に規定する看板及び広告塔から生ずる収益を一体型滞在快適性等向上事業に要する費用に充てることができるものとす

(法第四十六条第十四項第一号イの国土交通省令で定める公園施設の種類)

第十二条の三 法第四十六条第十四項第二号イの国土交通省令で定める公園施設は、次に掲げるものとする。

- 一 休養施設
- 二 遊戯施設
- 三 運動施設
- 四 教養施設
- 五 便益施設
- 六 都市公園法施行令第五条第八項に規定する施設のうち、展望台又は集会所  
(滞在快適性等向上公園施設の種類)

第十二条の四 法第四十六条第十四項第二号ロの国土交通省令で定める公園施設は、前条各号に掲げるものであつて、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとする。

(特定公園施設の種類)

第十二条の五 法第四十六条第十四項第二号ロ(一)の国土交通省令で定める公園施設は、滞在快適性等向上公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるものとする。

(法第四十六条第十四項第二号ロ(4)の国土交通省令で定める事項)

第十二条の六 法第四十六条第十四項第二号ロ(4)の国土交通省令で定める事項は、滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理により期待される効果その他の市町村が必要と認める事項とする。

(滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に係る公告)

第十二条の七 法第四十六条第十五項の規定による公告(同条第二十九項において準用する場合を含む。)は、同条第十四項第二号ロに掲げる事項を定める都市公園の名称並びに当該事項の案の縦覧の場所及び期間について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法で行うものとする。

(滞在快適性等向上公園施設を設置することが都市公園の管理上適切でない場所)

第十二条の八 法第四十六条第十九項第一号の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。

- 一 法第四十六条第六号の計画期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所
- 二 その他国土交通大臣が定める場所

(都市利便増進施設)

第十二条の九 法第四十六条第二十五項の国土交通省令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
- 二 公園、緑地、広場その他これらに類するもの
- 三 噴水、水流、池その他これらに類するもの
- 四 食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
- 五 広告塔、案内板、看板、標識、旗さお、パーキング・メーター、幕、アーチその他これらに類するもの
- 六 アークード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの
- 七 備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの
- 八 街灯、防犯カメラその他これらに類するもの
- 九 太陽光を電気に変換するための設備、雨水を利用するための雨水を貯留する施設その他これらに類するもの
- 十 彫刻、花壇、樹木、並木その他これらに類するもの
- 十一 電源設備その他これに類するもの
- 十二 給排水設備その他これに類するもの
- 十三 冷暖房設備その他これに類するもの
- 十四 民間事業者間の交流又は連携の拠点となる集会施設その他これに類するもの
- 十五 都市の居住者その他の者に有用な情報を把握し、伝達し、又は処理するために必要な撮影機器、通信機器、電子計算機その他これらに類するもの

(居住者等利用施設)

第十二条の十 法第四十六条第二十六項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
- 二 公園、緑地、広場その他これらに類するもの
- 三 噴水、水流、池その他これらに類するもの
- 四 教育文化施設、医療施設、福祉施設その他これらに類するもの
- 五 集会場、業務施設、宿泊施設、食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの

(滞在快適性等向上区域の周知)

第十二条の十一 法第四十六条第二十八項第一号(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、滞在快適性等向上区域の区域について、インターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法で行うものとする。

(市町村決定計画及び計画決定期限の公告)

第十三条 法第四十六条第二十八項第二号(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の定める方法で行うものとする。

- 一 市町村決定計画に係る都市計画の種類
- 二 市町村決定計画に係る都市計画を定める土地の区域
- 三 計画決定期限

(都市再生整備計画の作成等の提案)

第十四条 法第四十六条の二第一項又は第二項の規定により都市再生整備計画の作成又は変更の提案を行おうとする者は、氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した提案書に都市再生整備計画の素案を添えて、市町村に提出しなければならない。

(国土交通大臣に提出する都市再生整備計画の添付書類等)

第十五条 市町村は、国土交通大臣に都市再生整備計画を提出する場合には、当該都市再生整備計画に、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 都市再生整備計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面
- 二 次条第一項に規定する交付金の額の限度を算定するために必要な資料

2 市町村は、前項に掲げるもののほか、交付金の交付手続、交付金の経理その他の必要な事項を国土交通大臣の定めるところにより行わなければならない。

(交付金の額)

第十六条 法第四十七条第二項の規定による交付金は市町村ごとに交付するものとし、その額は、次に掲げる式により算出された額を限度とする。

$$(A \times B) \times (C + D) + E \times F \times G \times H$$

(この式において、A u、A p、C l、C f及びC nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A u 都市再生整備計画の区域の面積に当該区域の特性に応じて国土交通大臣が定める割合を乗じて得た面積

A p 都市再生整備計画の区域内における道路、公園、広場及び緑地の面積

C l 地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条の規定による公示価格、都市再生整備計画の区域内にある建築物の数その他の事項を基礎として、国土交通大臣が定める方法により算定した当該区域における単位面積当たりの標準的な用地費及び補償費の額

C f 道路、公園、緑地又は広場の築造に要する標準的な単位面積当たりの費用として国土交通大臣が定める額

C n 都市再生整備計画に基づく事業により整備される施設ごとに、当該施設の規模及び単位規模当たりの標準的な整備費を基礎として、国土交通大臣が定める方法により算定した当該施設整備に要する標準的な費用の額(都市再生整備計画に基づく事業により整備される施設に、道路、公園、緑地又は広場が含まれるときは、当該額に必要な補正を行った額)

2 前項の交付金の額は、都市再生整備計画に基づく事業等を通じて増進が図られる次に掲げる都市機能の内容を勘案して定めるものとする。

一 地域整備方針に適合する都市機能

二 立地適正化計画に適合する都市機能

三 中心市街地(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する中心市街地をいう。)の活性化に資する都市機能

四 歴史的風致(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第一条に規定する歴史的風致をいう。)の維持及び向上に資する都市機能

五 地球温暖化対策その他の環境への負荷の低減に資する都市機能

3 前二項に定めるもののほか、交付金の額を算出するために必要な事項は、国土交通大臣が定める。

(都市計画の協議の申出)

第十七条 法第五十一条第二項の協議の申出は、協議書及び当該都市計画の案を提出して行うものとする。

2 前項の協議書には、都市計画の策定の経緯の概要を示す書面を添付しなければならない。

(都市計画の決定等の要請)

第十八条 法第五十四条第一項の規定により計画要請を行うとする市町村は、市町村名を記載した要請書に都市計画の素案を添えて、これらを都道府県に提出しなければならない。

第十八条の二 法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項の規定により計画提案を行うとする都市再生推進法人は、その名称を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村に提出しなければならない。

一 都市計画の素案

二 別記様式第六による公共施設又は第五十八条に規定する施設(次号において「公共利便施設」という。)の整備又は管理に関する計画書

三 公共利便施設の整備又は管理を行う区域を表示する図面その他必要な図面

四 法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項第二号の同意を得たことを証する書類

五 法第五十七条の二第二項において準用する法第三十七条第二項第三号に定めるところにより環境影響評価法第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類

(国道の新設又は改築の認可)

第十九条 市町村は、法第五十八条第二項の規定により国道の新設又は改築について認可を受けようとする場合においては、別記様式第七による申請書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事計画書

二 工事費及び財源調書

三 平面図、縦断面、横断面規図その他必要な図面

(認可を要しない軽易な国道の新設又は改築)

第二十条 法第五十八条第二項ただし書の国土交通省令で定める軽易な国道の新設又は改築は、国道に附属する道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

2 市町村は、前項の工事を行った場合においては、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならない。

(国道の管理の公示)

第二十一条 市町村は、法第五十八条第一項の規定により国道の新設等又は国道の維持等(以下この条において「国道の管理」という。)を行おうとするとき、及び当該国道の管理の全部又は一部を完了したときは、道路の種類、路線名、国道の管理の区間、国道の管理の種類及び国道の管理の開始の日(当該国道の管理の全部又は一部を完了したときにあつては、国道の管理の完了の日)を公示するものとする。

(公園施設設置管理協定の内容)

第二十一条の二 法第六十二条の三第二項第十三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 一体型事業実施主体等が公園管理者に対して行う公園施設設置管理協定の実施状況についての報告に関する事項

二 その他公園管理者が必要と認める事項

(特定路外駐車場の設置の届出)

第二十一条の三 法第六十二条の九第一項(法第六十六条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第七の二による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ 特定路外駐車場の区域

ロ 特定路外駐車場の自動車の出口(自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下このロにおいて同じ。)の路面に接する部分をいう。以下同じ。)及び入口(自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下同じ。)

第二十一条の四 法第六十二条の九第一項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の自動車の出口及び入口の位置とする。

(変更の届出)

第二十一条の五 法第六十二条の九第二項(法第六十六条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及び入口の位置とする。

第二十一条の六 法第六十二条の九第二項の規定による届出は、別記様式第七の三による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第二十一条の三第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(出入口制限対象駐車場の設置の届出)

第二十一条の七 法第六十二条の十第二項の規定による届出は、別記様式第七の四による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 出入口制限対象駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ 出入口制限対象駐車場の区域

ロ 出入口制限対象駐車場の自動車の出口及び入口

三 法第六十二条の十第一項ただし書に該当する場合においては、同項ただし書に該当することを明らかにするために必要な図書として市町村の条例で定めるもの

第二十一条の八 法第六十二条の十第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項は、出入口制限対象駐車場の位置及び規模とする。

(出入口制限対象駐車場の自動車の出口又は入口の位置の変更の届出)

第二十一条の九 法第六十二条の十第三項の規定による届出は、別記様式第七の五による届出書を提出して行うものとする。

2 第二十一条の七第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(民間都市再生整備事業計画の認定等の申請)

第二十二条 法第六十三条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に次に掲げる図書(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書)を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 方位、道路及び目標となる地物並びに整備事業区域を表示した付近見取図

二 縮尺、方位、整備事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに整備事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の配置を表示した整備事業区域内に建築する建築物の配置図

三 縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図

四 都市再生整備事業の工程表

五 都市再生整備事業についての整備事業区域内の土地及び付近地の住民に対する説明会の開催の状況及び当該住民から提出された当該都市再生整備事業に関する意見の概要

六 縮尺、方位、整備事業区域、申請者が従前から所有権等を有する土地及び申請者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに整備事業区域内の建築物の位置を表示した整備事業区域内にある土地及び建築物の配置図

七 申請者が整備事業区域内の土地について所有権等を有する者であることを証する書類その他の申請者が整備事業区域内において事業を実施することが可能であることを証する書類

八 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類

九 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調査並びに所得の状況を明らかにすることができる書類

十 都市再生整備事業により整備される建築物に係る収支の見込みを記載した書類

十一 都市再生整備事業の施行に必要な資金の調達の手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類

十二 令第二十三条第二号又は第五号に規定する事業にあつては、当該事業に該当することを明らかにするために国土交通大臣が必要と認める図書

十三 前各号に掲げるもののほか、法第六十四条第一項各号に掲げる基準に適合することを明らかにするために国土交通大臣が必要と認める図書

2 法第六十六条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第八による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係るもの(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書)を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第十三号中「法第六十四条第一項各号」とあるのは、「法第六十六条第二項において準用する法第六十四条第一項各号」とする。

(民間都市再生整備事業計画の記載事項)

第二十三条 法第六十三條第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 都市再生整備事業の名称及び目的
- 二 当該都市再生整備事業が都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものであり、かつ、当該都市再生整備計画の区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項
- 三 整備事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合することを明らかにするために参考となるべき事項

(民間都市再生整備事業計画の公表)

第二十四条 法第六十五條(法第六十六條第二項において準用する場合を含む。 )の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 都市再生整備事業の名称及び目的
- 二 認定整備事業計画に係る建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(民間都市再生整備事業計画の軽微な変更)

第二十五条 法第六十六條第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 二 工事着手の時期及び事業施行期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市再生整備事業の施行に支障がないと国土交通大臣が認める変更

(認定整備事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法)

第二十六条 法第七十一條第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 認定整備事業者(専ら認定整備事業の施行を目的とする株式会社等に限る。 )が発行する元金金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二條第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二條に規定する有限責任事業組合又は株式会社等若しくは投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二條第十二項に規定する投資法人(以下「組合等」という。 )に対する出資

二 株式会社等(専ら、認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行うことを目的とするものに限る。 )が発行する元金金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

三 認定整備事業者(認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。 第五号において同じ。 )に対する出資又は資金の貸付け

四 認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等(認定整備事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定整備事業に係る財産と分別して管理するものに限る。 第六号において同じ。 )に対する出資又は資金の貸付け

五 認定整備事業者が発行する元金金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

六 認定整備事業者から認定整備建築物等又は認定整備建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定整備建築物等又は当該認定整備建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等が発行する元金金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

(民間都市機構の行う都市再生整備事業支援業務の基準)

第二十七条 法第七十一條第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法(出資に係る部分を除く。 )により支援する業務に係るものは第一号から第五号まで、同項第一号イからホまでに掲げる方法(同号イ、ロ及びホにあつては、出資に係る部分に限る。 )により支援する業務に係るものは第四号に掲げるものとする。

一 法第七十一條第一項第一号イ、ロ及びホに掲げる方法(出資に係る部分を除く。 )により支援する業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者(民間都市機構の役員及び職員を除く。 )のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもつて組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。

イ 金融若しくは経済又は民間都市開発事業の施行に関し優れた知識と経験を有し、公正な判断をすることができ者

ロ 土地の権利関係又は評価について特別の知識と経験を有し、公正な判断をすることができ者

二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 資金の貸付け 元金金の支払について劣後的内容を有する特約が付され、かつ、担保が付されているもの(前条に掲げる方法により支援する場合にあつては、民間都市機構の求めに応じ担保を付することが約されているものを含む。 )であること。

ロ 社債の取得 元金金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債を取得するものであること。

三 認定整備事業が次のいずれにも該当するものであること。

イ 公共施設に準ずる避難施設、駐車場その他の都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備を伴うものであること。

ロ 整備事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、整備される建築物の総合的な性能が高く、かつ、当該建築物の建築、使用及び解体に係る二酸化炭素の排出の抑制が図られることが確実であると見込まれるものであること。

四 一般の金融機関の行う金融等を補充するものであること。

五 民間都市機構による資金の貸付け等に係る債務の保証その他の国土交通大臣が認める信用補完措置が講じられるものであること（認定整備事業の工事に着手するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合に限る。）

（都市再生整備歩行者経路協定に関する準用）

第二十八条 第八条の二から第八条の四までの規定は、法第七十三条第一項に規定する都市再生整備歩行者経路協定について準用する。この場合において、第八条の三第二号中「都市再生歩行者経路の」とあるのは、「都市再生整備歩行者経路の」と読み替えるものとする。

（都市利便増進協定の軽微な変更）

第二十九条 法第七十六条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更その他の都市利便増進協定の内容の実質的な変更を伴わない変更とする。

（緑地保全・緑化推進法人が整備及び管理を行うことのできる居住者等利用施設）

第二十九条の二 法第八十条の三第一項の国土交通省令で定める緑地保全・緑化推進法人が整備及び管理を行う施設は、第十二条の十第二号に掲げる緑地（通路、広場その他の当該緑地を利用する都市の居住者その他の者の利便のため必要な施設を含む。）とする。

（景観整備機構が整備及び管理を行うことのできる居住者等利用施設）

第二十九条の三 法第八十条の三第一項の国土交通省令で定める景観整備機構が整備及び管理を行う施設は、第十二条の十各号に掲げるものとする。

（低未利用土地利用促進協定の認可の基準）

第二十九条の四 法第八十条の三第三項第三号（法第八十条の五において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 低未利用土地利用促進協定において定める法第八十条の三第一項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切なものであること。
- 二 低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

（誘導施設の整備に関する事業の施行に関連して必要となる事業）

第三十条 法第八十一条第二項第四号ロの国土交通省令で定める事業は、法第四十六条第二項第二号ハ及びホに掲げる事業並びに第九条に規定する事業とする。

（国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の利用に供されているもの等）

第三十条の二 法第八十一条第十五項の国土交通省令で定める土地は、国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の利用に供されているもの、農地、採草放牧地及び森林とする。

（都市の居住者その他の者の利用に供する施設）

第三十条の三 法第八十一条第十六項第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路、通路、駐車場、駐輪場その他これらに類するもの
- 二 公園、緑地、広場その他これらに類するもの
- 三 噴水、水流、池その他これらに類するもの
- 四 休憩施設、遊戯施設その他これらに類するもの
- 五 備蓄倉庫、耐震性貯水槽その他これらに類するもの

（立地適正化計画の軽微な変更）

第三十一条 法第八十一条第二十四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項の変更（第二号に掲げる事項の変更にあつては、立地適正化計画に記載された居住誘導区域から法第八十一条第十九項に規定する区域を除外する場合における変更に限る、第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項並びに法第八十一条第九項から第十三項まで及び第十五項に規定する事項に係る変更に限る。）とする。

（国土交通大臣に提出する立地適正化計画の添付書類等）

第三十二条 市町村は、国土交通大臣に立地適正化計画を提出する場合には、当該立地適正化計画に、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 立地適正化計画の区域のうち法第四十六条第一項の土地の区域及び当該区域の面積を記載した図書
- 二 前号の土地の区域内の土地の現況を明らかにした図面
- 三 第十六条第一項に規定する交付金の額の限度を算定するために必要な資料

（交付金の額）

第三十三条 法第八十三条第二項の規定により法第四十七条第二項の規定を読み替えて適用する場合における第十六条第一項の規定の適用については、同項中「の区域」とあるのは、「の区域のうち法第四十六条第一項の土地の区域」とする。

（特定住宅整備事業を行う者による都市計画の決定等の提案）

第三十四条 法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項の規定により計画提案を行う者又は、氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都市計画決定権者に提出しなければならない。

- 一 都市計画の素案
- 二 別記様式第九による特定住宅整備事業に関する計画書
- 三 特定住宅整備事業に関する次に掲げる図書
  - イ 方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域を表示した付近見取図
  - ロ 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線及び敷地内における住宅の位置を表示した事業区域内に建築する住宅の配置図

ハ 縮尺、方位及び間取りを表示した建築する住宅の各階平面図  
 ニ 縮尺を表示した建築する住宅の二面以上の立面図

四 法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第二項第二号の同意を得たことを証する書類  
 五 法第八十六条第二項において準用する法第三十七条第三号に定めるところにより環境影響評価法第二十七条に規定する公告を行ったことを証する書類

(宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長等の特例)

第三十四条の二 法第八十七条の二第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)第七条、第三十六条第二項及び第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十一条並びに第八十八条の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

2 法第八十七条の二第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第六条、第七条第一項第十二号及び第二項第十号、第八条第九号及び第十号並びに第八十七条第三項第十一号の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。

(宅地造成等関係行政事務の処理の開始の公示)

第三十四条の三 法第八十七条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 宅地造成等関係行政事務の処理を開始する旨
- 二 宅地造成等関係行政事務の処理を開始する日

(防災住宅建設区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続)

第三十四条の四 土地区画整理法第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、法第八十七条の三第一項の規定により事業計画において防災住宅建設区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則第三条の二各号に掲げる事項のほか、防災住宅建設区の位置及び面積を記載しなければならない。

(防災住宅建設区に関する図書)

第三十四条の五 防災住宅建設区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には防災住宅建設区的面積を記載し、前項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

3 第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

(防災住宅建設区への換地の申出)

第三十四条の六 法第八十七条の四第一項の申出は、別記様式第九の二の申出書を提出して行うものとする。

2 前項の申出書には、法第八十七条の四第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

(防災住宅建設区内に換地を定められるべき宅地の指定につき支障とならない工作物)

第三十四条の七 法第八十七条の四第四項第一号の国土交通省令で定める工作物は、仮設の工作物とする。

(建築等の届出)

第三十五条 法第八十八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

一 開発行為を行う場合 別記様式第十一

二 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合 別記様式第十一

一 開発行為を行う場合にあつては、次に掲げる図面

イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの

二 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為を行う場合にあつては、次に掲げる図面

イ 敷地内における住宅等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ 住宅等の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

第三十六条 法第八十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第三十七条 法第八十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第三十八条 法第八十八条第二項の規定による届出は、別記様式第十二による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第三十五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(都市計画法施行規則の特例)

第三十九条 居住調整地域に係る特定開発行為について都市計画法第三十条第一項の規定により申請書を提出する場合における都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十五条第三号及び第十七条第一項第五号の規定の適用については、同令第十五条第三号中「法」とあるのは「都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第九十条の規定により読み替えて適用する

法」と、同項第五号中「法」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等を建築する」とする。

2 居住調整地域に係る特定開発行為について都市計画法第二十九条第一項の許可を受けようとする場合においては、都市計画法施行規則第十六条第一項の開発行為許可申請書の様式は、同項の規定にかかわらず、別記様式第十三によるものとする。

3 法第九十条の規定により都市計画法第三十四条の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行規則第二十八条の規定の適用については、同条中「次に掲げるもの（自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者にあつては、第一号に掲げるものを除く。）」とあるのは「第二号から第四号までに掲げるもの」と、同条第三号中「区域区分」とあるのは「居住調整地域」とする。

4 法第九十条の規定により都市計画法第四十三条の規定を読み替えて適用する場合においては、同条第一項に規定する許可の申請は、都市計画法施行規則第三十四条第一項の規定にかかわらず、別記様式第十四による特定建築等行為許可申請書を提出して行うものとする。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「都市再生特別措置法施行規則第三十九条第四項前段」と、「令」とあるのは「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第四十条の規定により読み替えて適用する令」と、「区域区分」とあるのは「居住調整地域」と、「居住若しくは業務」とあるのは「居住」と、「建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等をいう。以下この項において同じ。）を建築する」と、同項の表敷地現況図の項中「建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築して住宅等とする行為」と、「建築物の位置又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、「用途の変更」とあるのは「用途を変更して住宅等とする行為」と、「建築物の位置並びに」とあるのは「住宅等の位置並びに」とする。

（国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の特例）

第四十条 法第九十二条の規定により大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条第十一項の規定を読み替えて適用する場合における国土交通省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十九号）第三条第一項の規定の適用については、同項中「都市計画法施行令」とあるのは、「都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）第四十条の規定により読み替えて適用する都市計画法施行令」とする。

（開発許可関係事務の開始の公示）

第四十一条 法第九十三条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 開発許可関係事務の処理を開始する旨
- 二 開発許可関係事務の処理を開始する日

（開発許可関係事務を処理する市町村長の特例）

第四十二条 法第九十三条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、都市計画法施行規則第十六条第一項、第三十一条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第二項並びに第四十条第一項（都市計画法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合を除く。）の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

（民間誘導施設等整備事業計画の認定等の申請）

第四十三条 法第九十五条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 方位、道路及び目標となる地物並びに誘導事業区域を表示した付近見取図

二 縮尺、方位、誘導事業区域、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに誘導事業区域内に整備する公共施設並びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の建築物の利用者及び都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設並びに令第四十一条に規定する公益的施設の配置を表示した誘導事業区域内に建築する建築物の配置図

三 縮尺、方位、間取り及び設備の概要を表示した建築する建築物の各階平面図

四 誘導施設等整備事業の工程表

五 誘導施設等整備事業についての誘導事業区域内の土地及び付近地の住民に対する説明会の開催の状況及び当該住民から提出された当該誘導施設等整備事業に関する意見の概要

六 縮尺、方位、誘導事業区域、申請者が従前から所有権等を有する土地及び申請者が所有権の取得等をしようとする土地の境界線並びに誘導事業区域内の建築物の位置を表示した誘導事業区域内にある土地及び建築物の配置図

七 申請者が誘導事業区域内の土地について所有権等を有することを証する書類その他の申請者が誘導事業区域内において事業を実施することが可能であることを証する書類

八 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類

九 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調査並びに所得の状況を明らかにすることができる書類

十 誘導施設等整備事業により整備される建築物に係る収支の見込みを記載した書類

十一 誘導施設等整備事業の施行に必要な資金の調達の手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達方法及びその調達方法を記載した書類

十二 前各号に掲げるもののほか、法第九十六条第一項各号に掲げる基準に適合することを明らかにするために国土交通大臣が必要と認める図書

2 法第九十八条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十五による申請書に前項各号に掲げる図書のうち変更に係るもの（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを国土交通大臣が認めた図書）を添えて、これらを、計画作成市町村を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第十二号中「法第九十六条第一項各号」とあるのは、「法第九十八条第二項において準用する法第九十六条第一項各号」とする。

（民間誘導施設等整備事業計画の記載事項）

第四十四条 法第九十五条第三項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 誘導施設等整備事業の名称及び目的
- 二 当該誘導施設等整備事業が住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る上で効果的であり、かつ、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項
- 三 当該誘導施設等整備事業が立地適正化計画に記載された法第八十一条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであることを明らかにするために参考となるべき事項
- 四 誘導事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

(民間誘導施設等整備事業計画の公表)

**第四十五条** 法第九十七条(法第九十八条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 誘導施設等整備事業の名称及び目的
- 二 認定誘導事業計画に係る建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(民間誘導施設等整備事業計画の軽微な変更)

**第四十六条** 法第九十八条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 二 工事着手の時期及び事業施行期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、誘導施設等整備事業の施行に支障がないと国土交通大臣が認める変更

(認定誘導事業の施行に要する費用の一部についての支援の方法)

**第四十六条の二** 法第百三条第一項第一号ホの国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 認定誘導事業者(専ら認定誘導事業の施行を目的とする株式会社等に限る。)が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資
- 二 株式会社等(専ら、認定誘導事業者から認定誘導建築物等又は認定誘導建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定誘導建築物等又は当該認定誘導建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行うことを目的とするものに限る。)が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資
- 三 認定誘導事業者(認定誘導事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定誘導事業に係る財産と分別して管理するものに限る。第五号において同じ。)に対する出資
- 四 認定誘導事業者から認定誘導建築物等又は認定誘導建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定誘導建築物等又は当該認定誘導建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等(認定誘導事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定誘導事業に係る財産と分別して管理するものに限る。第六号において同じ。)に対する出資
- 五 認定誘導事業者が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資
- 六 認定誘導事業者から認定誘導建築物等又は認定誘導建築物等に係る信託の受益権を取得し、当該認定誘導建築物等又は当該認定誘導建築物等に係る信託の受益権の管理及び処分を行う株式会社等が発行する元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債の取得を行う組合等に対する出資

(民間都市機構の行う誘導施設等整備事業支援業務の基準)

**第四十七条** 法第百三条第三項の国土交通省令で定める基準のうち、同条第一項第一号イからホまでに掲げる方法により支援する業務に係るものは、一般の金融機関の行う金融等を補充するものであることとする。

(誘導施設整備区を定める場合の地方公共団体施行に関する認可申請手続)

**第四十七条の二** 土地区画整理法第五十二条第一項又は第五十五条第十二項の認可を申請しようとする者は、法第百五条の二の規定により事業計画において誘導施設整備区を定めようとするときは、認可申請書に、土地区画整理法施行規則第三条の二各号に掲げる事項のほか、誘導施設整備区の位置及び面積を記載しなければならない。

(誘導施設整備区に関する図書)

**第四十七条の三** 誘導施設整備区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

2 前項の設計説明書には誘導施設整備区の面積を記載し、同項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

3 第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

(誘導施設整備区への換地の申出)

**第四十七条の四** 法第百五条の三第一項の申出は、別記様式第十五の二の申出書を提出して行うものとする。

2 前項の申出書には、法第百五条の三第二項第三号の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

**第四十八条** 削除

**第四十九条** 削除

**第五十条** 削除

**第五十一条** 削除

(建築等の届出)

**第五十二条** 法第百八条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。

- 一 開発行為を行う場合 別記様式第十八
- 二 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合 別記様式第十九

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの

ロ 設計図で縮尺百分の一以上のもの

二 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面

イ 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ロ 建築物の二面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一以上のもの

三 その他参考となるべき事項を記載した図書

第五十三条 法第八十一条の国土交通省令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第五十四条 法第八十二条の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

第五十五条 法第八十二条の規定による届出は、別記様式第二十による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第五十二条の規定は、前項の届出について準用する。

(休廃止の届出)

第五十五条の二 法第八十二条の二第一項の規定による届出は、別記様式第二十一による届出書を提出して行うものとする。

(都市計画施設の改修に関する事業に係る認可に関する協議及び同意)

第五十五条の二の二 法第九十二条の二第二項の規定により協議をし、同意を得ようとする市町村は、協議書に次に掲げる書類を添えて、これらを都道府県知事（同項各号に掲げる事項にあっては、都道府県知事及びそれぞれ当該各号に定める者）に提出するものとする。ただし、法第八十一条第九項に規定する事業が新たに土地を収用し、又は使用する必要がある場合には、都市計画法第六十条第三項第一号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。

一 立地適正化計画に記載しようとする法第九十二条の二第一項に規定する事項を記載した書類

二 都市計画法第六十条第一項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事業計画にあっては、同条第二項各号に掲げる事項を定めたもの）を記載した書類

三 都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類

(立地誘導促進施設協定の認可の基準)

第五十五条の三 法第九十二条の四第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第九十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二 立地誘導促進施設の一體的な整備又は管理に関する事項は、居住誘導区域又は都市機能誘導区域における居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するとともに、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資するように定められていなければならない。

三 立地誘導促進施設協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

四 協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

五 協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

(立地誘導促進施設協定に関する準用)

第五十五条の四 第八条の二及び第八条の四の規定は、法第九十二条の四第一項に規定する立地誘導促進施設協定について準用する。

(権利設定等に係る法律関係に関する事項)

第五十五条の四の二 法第九十二条の七第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地又は建物に係る賃借権の条件その他土地又は建物の権利設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。

(居住誘導区域等権利設定等促進計画についての要請)

第五十五条の四の三 法第九十二条の八の規定による要請をしようとする者は、居住誘導区域等権利設定等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成すべき者に提出しなければならない。

一 要請に係る土地又は建物の位置及び区域を表示した図面

二 法第九十二条の七第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

三 法第九十二条の七第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

第五十五条の四の四 法第九十二条の九の規定による公告は、居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成した旨及び当該居住誘導区域等権利設定等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

(権利設定等に係る法律関係に関する事項)

**第五十五条の五** 法第九十九条の十五第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地又は建物に係る賃借権の条件その他土地又は建物の権利設定等に係る法律関係に関する事項(同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)とする。

(低未利用土地権利設定等促進計画についての要請)

**第五十五条の六** 法第九十九条の十六の規定による要請をしようとする者は、低未利用土地権利設定等促進計画要請書に、次に掲げる図書を添付して、これを当該低未利用土地権利設定等促進計画を作成すべき者に提出しなければならない。

一 要請に係る土地又は建物の位置及び区域を表示した図面

二 法第九十九条の十六の協定の写し

三 法第九十九条の十五第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たことを証する書面

(低未利用土地権利設定等促進計画の決定の公告)

**第五十五条の七** 法第九十九条の十七の規定による公告は、低未利用土地権利設定等促進計画を作成した旨及び当該低未利用土地権利設定等促進計画を市町村の公報に掲載することその他所定の手段によりするものとする。

(跡地等管理等協定の基準)

**第五十六条** 法第一百一十一条第三項第三号(法第一百三十一条において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 協定跡地等は、跡地の境界が明確に定められていなければならない。

二 協定跡地等に係る跡地等の管理等の方法に関する事項は、清掃、除草、病害虫の防除、枝打ち、整枝、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定跡地等に係る跡地等の適正な管理等に関連して必要とされるものでなければならない。

三 協定跡地等に係る跡地等の管理等に必要な施設の整備に関する事項は、物置、防火施設、塀、柵その他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定跡地等に係る跡地等の適正な管理等に資するものでなければならない。

四 跡地等管理等協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(市町村都市再生協議会を組織することができる都市再生推進法人等に準ずる特定非営利活動法人等)

**第五十七条** 法第一百七十七条第一項第七号の国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、第十一条第二号から第四号までに掲げる者とする。

(都市再生推進法人の業務として整備する施設)

**第五十八条** 法第九十九条第三号ロの国土交通省令で定める施設は、駐車場とする。

(民間都市機構の行う都市再生推進法人支援業務の基準)

**第五十九条** 法第二百二十二条第三項の国土交通省令で定める基準は、一般の金融機関の行う金融等を補完するものであることとする。

(権限の委任)

**第六十条** 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 法第五十一条第二項の規定により協議し、同意すること。

二 法第五十八条第二項の規定により認可をすること。

附 則 抄

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日(平成十四年六月一日)から施行する。

附 則 (平成十五年三月二〇日国土交通省令第二三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年四月一日国土交通省令第五三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一十七年三月七日国土交通省令第一二二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一十七年四月二七日国土交通省令第五四四号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(都市再生特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法施行規則別記様式第一により提出された申請書は、同条による改正後の都市再生特別措置法施行規則別記様式第一により提出された申請書とみなす。

附 則 (平成一十八年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成一九年四月一日国土交通省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年九月二八日国土交通省令第八四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日国土交通省令第一五号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一日国土交通省令第九七号）抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月二五日国土交通省令第六号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年八月三一日国土交通省令第五五号）

この省令は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。ただし、第十一条第二号の改正規定、第十条の改正規定及び第二十七条の次に二条を加える改正規定（第二十七条の三に係る部分に限る。）は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則（平成二三年七月二二日国土交通省令第五三三号）

(施行期日)

1 この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十五日）から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法施行規則第五条第一号の規定によりされた社債の取得及び同条第三号の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成二三年一〇月一九日国土交通省令第七六号）

この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。

附 則（平成二三年一二月三〇日国土交通省令第八三三号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成二四年六月二九日国土交通省令第六四号）

この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。

附 則（平成二四年九月二〇日国土交通省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年五月一六日国土交通省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一〇月九日国土交通省令第八七号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二六年六月二七日国土交通省令第五八号）

この省令は、平成二六年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月二五日国土交通省令第六七号）

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年八月一日）から施行する。

附 則（平成二七年一月二九日国土交通省令第五号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。附 則（平成二八年三月三一日国土交通省令第三七号）

- この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附則（平成二八年八月二九日国土交通省令第六一号）  
この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行する。
- 附則（平成二八年一〇月一九日国土交通省令第七五号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附則（平成三〇年七月二一日国土交通省令第五八号）  
この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月十五日）から施行する。
- 附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
- 附則（令和二年九月四日国土交通省令第七四号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。
- 附則（令和二年一二月二七日国土交通省令第九二号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。
- 附則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）  
（施行期日）  
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
- （経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）  
（施行期日）  
1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。
- （経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附則（令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。
- 附則（令和三年一二月一六日国土交通省令第七九号）  
この省令は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。
- 附則（令和四年三月三一日国土交通省令第三五号）  
この省令は、令和四年四月一日から施行する。
- 附則（令和四年二月二三日国土交通省令第九二号）  
（施行期日）  
1 この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。
- （経過措置）  
2 この省令の施行の際現にある第二条から第六条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附則（令和五年二月二八日国土交通省令第五号）抄  
（施行期日）  
1 この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。
- （経過措置）  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附則（令和五年三月三一日国土交通省令第三〇号）  
（施行期日）  
1 この省令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第二条及び第三条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和五年三月三十一日国土交通省令第三四号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月八日国土交通省令第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月二十九日国土交通省令第四〇号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

様式第一（第一条の十九第一項関係）（日本産業規格A4）

認定申請書

（第一面）

都市再生特別措置法第19条の19第1項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁

殿

年 月 日

申請者氏名

## 【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

## 【2. 設計者】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

（第二面）

建築物及びその敷地に関する事項

## 【1. 地名地番】

## 【2. 住居表示】

【3. 防火地域】  防火地域  準防火地域  指定なし

---

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

---

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

---

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

(2) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

---

【7. 主要用途】 (区分 )

---

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

---

【9. 建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築物全体】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. 建蔽率】

---

【10. 延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築物全体】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

( ) ( ) ( ) ( )

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 認定機械室等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ト. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【チ. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

---

【リ. 自家発電設備の設置部分】  
 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ヌ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ル. 宅配ボックスの設置部分】  
 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ヲ. その他の不算入部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ワ. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【カ. 老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ヨ. 延べ面積】  
 【タ. 容積率】

【11. 建築物の数】  
 【イ. 申請に係る建築物の数】  
 【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更  
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】  
 【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ロ. 】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ハ. 】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ニ. 】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )  
 【ホ. 】 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【6. その他必要な事項】

## 【7. 備考】

(注意)

### 1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

### 2. 第一面関係

- ①申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ②2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ③設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ④※印のある欄は記入しないでください。

### 3. 第二面関係

- ①住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ②3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。  
「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑥6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑦6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑧建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「へ」に、同条第7項若し

- くは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑨建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑪7欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬9欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線から囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、9欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
- ⑭10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。
- ⑮住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同

住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑩10欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。))の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

⑪6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ハ」並びに10欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑫ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4. 第三面関係

- ①この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ②この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤5欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ここに書き表せない事項で特に認定を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。

- ⑦建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。

様式第二（第一条の十九第二項関係）（日本産業規格 A 4）（平24国交令64・追加、平28国交令61・平30国交令68・令元国交令20・一部改正）

## 認 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

申請者 殿

特定行政庁 印

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、都市再生特別措置法第19条の19第1項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

## 記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第三（第一条の十九第三項関係）（日本産業規格A4）（平24国交令64・追加、平28国交令61・平30国交令68・令元国交令20・一部改正）

認定しない旨の通知書

第 号  
年 月 日

申請者

殿

特定行政庁

印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画については、下記の理由により都市再生特別措置法第19条の19第1項の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）

様式第四（第二条関係）（平16国交令53・平17国交令54・平23国交令53・一部改正、平24国交令64  
・旧様式第一・一部改正、令2国交令98・一部改正）

民間都市再生事業計画認定申請書  
変更認定

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

都市再生特別措置法第20条第1項の規定に基づき、民間都市再生事業計画について  
第24条第1項

認定を申請します。  
変更認定

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

注1 不要の部分は消してください。

2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。

3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

民間都市再生事業計画

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業区域

(1) 位置

(2) 面積  $m^2$

4 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
		$m^2$	$m^2$	$m^2$		
		$m^2$	$m^2$	$m^2$		
		$m^2$	$m^2$	$m^2$		
合計		$m^2$	$m^2$	$m^2$		

注1 「建築物番号」の欄には、添付する事業区域内に建築する建築物の配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。

2 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。

## (2) 建築物の構造方法、設備及び用途

[建築物番号]
[構造方法]
[設備]
[用途]

- 注1 すべての建築する建築物について建築物ごとに作成してください。
- 2 [構造方法] の欄には、「鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・その他」の別を記入してください。
- 3 [設備] の欄には、設置する設備ごとに構造等を記入してください。
- 4 [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入してください。

## 5 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者等

[公共施設番号]
[公共施設の種類]
[公共施設の規模]
[公共施設の管理者又は管理者となるべき者]

- 注1 [公共施設番号] の欄には、添付する事業区域内に建築する建築物の配置図において公共施設ごとに付した番号を記入してください。
- 2 すべての整備する公共施設について公共施設ごとに作成してください。
- 3 [公共施設の規模] の欄には、公共施設の規模を公共施設の種類に応じて適宜記入してください。

## 6 工事着手の時期及び事業施行期間

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

## 7 用地取得計画

- (1) 申請者が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する事業区域内の土地

番号	所 在	地番	地目	面積	申請者の有する権利の種類
				m <sup>2</sup>	

注1 「番号」の欄には、添付する事業区域内にある土地及び建築物の配置図において土地ごとに付した番号を記入してください。

2 「申請者の有する権利の種類」の欄には、所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の別を具体的に記入してください。

(2) 申請者が所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定（以下この様式において「所有権の取得等」という。）をしようとする土地

番号	所在	地番	地目	面積	申請者が取得又は設定しようとする権利の種類	所有権の取得等の方法	所有権の取得等の予定時期
				m <sup>2</sup>			年月

注1 「番号」の欄には、添付する事業区域内にある土地及び建築物の配置図において土地ごとに付した番号を記入してください。

2 「申請者が取得又は設定しようとする権利の種類」の欄には、所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の別を具体的に記入してください。

#### 8 資金計画

	内 訳	金 額（百万円）
支 出	用 地 費 除 却 費 整 地 費 建 築 費 事 務 費 借 入 金 利 息 ○ ○ ○	
	計	
収 入	自 己 資 金 借 入 金 (借 入 先) ○ ○ ○	( )
	計	

9 都市再生事業が、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を緊急に推進する上で効果的であり、かつ、当該地域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

10 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

様式第五（第七条第一項第一号口関係）（平16国交令53・一部改正、平24国交令64・旧様式  
第二線下、平30国交令58・一部改正）

都市再生事業に関する計画書

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業区域
  - (1) 位置
  - (2) 面積  $m^2$
- 4 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
  - (1) 建築物の建築面積等

建築物 番号	階数	高さ	建 築 面 積	延 べ 面 積	敷 地 面 積	延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築面積の 敷地面積に 対する割合
		m	$m^2$	$m^2$	$m^2$		
		m	$m^2$	$m^2$	$m^2$		
		m	$m^2$	$m^2$	$m^2$		
合 計			$m^2$	$m^2$	$m^2$		

注1 「建築物番号」の欄には、添付する事業区域内に建築する建築物の配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。

2 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。

- (2) 建築物の構造方法、設備及び用途

[建築物番号]
[構造方法]
[設備]
[用途]

注1 すべての建築する建築物について建築物ごとに作成してください。

2 「構造方法」の欄には、「鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・その他」の別を記入してください。

3 「設備」の欄には、設置する設備ごとに構造等を記入してください。

4 「用途」の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入してください。

## 5 公共施設の種類及び規模

[公共施設番号]
[公共施設の種類]
[公共施設の規模]

注1 [公共施設番号]の欄には、添付する事業区域内に建築する建築物の配置図において公共施設ごとに付した番号を記入してください。

2 すべての整備する公共施設について公共施設ごとに作成してください。

3 [公共施設の規模]の欄には、公共施設の規模を公共施設の種類に応じて適宜記入してください。

## 6 工事着手の時期及び事業施行期間

[事業の着手の予定年月日]	年 月 日
[事業の完了の予定年月日]	年 月 日

## 7 資金計画

	内 訳	金 額 (百万円)
支 出	用 地 費 除 却 費 整 地 費 建 築 費 事 務 費 借 入 金 利 息 ○ ○ ○	
	計	
収 入	自 己 資 金 借 入 金 (借 入 先) ( ) ○ ○ ○	
	計	

## 様式第五の二（第七条第一項第二号口関係）（平30国交令58・追加）

## 関連公共公益施設整備事業に関する計画書

- 1 関連公共公益施設整備事業の名称
- 2 関連公共公益施設整備事業の目的
- 3 関連公共公益施設整備事業の事業区域

(1) 位置

(2) 面積  $m^2$ 

- 4 関連公共公益施設整備事業の概要
- 5 工事着手の時期及び事業施行期間

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

## 6 資金計画

	内 訳				金 額 (百万円)
支出	用	地	費		
	除	却	費		
	整	地	費		
	建	築	費		
	事	務	費		
	借	入	金	利	
	○	○	○	○	
	計				
収入	自	己	資	金	
	借	入	金		
	(借	入	先)	(	)
	○	○	○		
	計				

## 7 関連公共公益施設整備事業に係る都市再生事業の名称

- 8 当該都市再生事業の目的
- 9 当該都市再生事業の事業区域

(1) 位置

(2) 面積  $m^2$ 

## 10 当該都市再生事業の概要

- (1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	高さ	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
		m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
合計			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

注1 [建築物番号]の欄には、添付する当該都市再生事業の事業区域内の当該都市再生事業に係る建築物の配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。

2 [階数]の欄には地階を除く階数を記入してください。

(2) 建築物の構造方法、設備及び用途

[建築物番号]
[構造方法]
[設備]
[用途]

注1 すべての当該都市再生事業に係る建築物について建築物ごとに作成してください。

2 [構造方法]の欄には、[鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・その他]の別を記入してください。

3 [設備]の欄には、設置に係る設備ごとに構造等を記入してください。

4 [用途]の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入してください。

11 当該都市再生事業に係る公共施設の種類及び規模

[公共施設番号]
[公共施設の種類]
[公共施設の規模]

注1 [公共施設番号]の欄には、添付する当該都市再生事業の事業区域内の当該都市再生事業に係る建築物の配置図において公共施設ごとに付した番号を記入してください。

2 すべての当該都市再生事業に係る公共施設について公共施設ごとに作成してください。

3 [公共施設の規模]の欄には、公共施設の規模を公共施設の種類に応じて適宜記入してください。

様式第六（第十八条の二第二号関係）（平26国交令87・追加）

公共利便施設の整備又は管理に関する計画書

- 1 整備又は管理の名称
- 2 整備又は管理の目的
- 3 整備又は管理を行う区域
  - (1) 位置
  - (2) 面積  $m^2$
- 4 整備又は管理の概要
- 5 工事着手の時期及び整備又は管理の施行期間

[整備又は管理の着手の予定年月日]	年	月	日
[整備又は管理の完了の予定年月日]	年	月	日

様式第七（第十九条関係）

国道新設（改築）認可申請書  
番 号

年 月 日

市 町 村 長

地方整備局長（北海道開発局長） 殿

都市再生特別措置法第五十八条第二項の規定により次のように国道の新設（改築）について認可を得たいので別紙書類を添えて申請します。

一 国道の路線名

二 工事の区間 から まで 延長 メートル

三 工事着手の年月日

四 工種

## 様式第七の二（第二十一条の三第一項関係）（令2国交令74・追加）

## 特定路外駐車場設置届出書

都市再生特別措置法 { 第62条の9第1項 } の規定に基づき、下記により届け出ます。 { 第 1 0 6 条 } 年 月 日 殿 特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所				
1 駐車場の名称				
2 駐車場の位置				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車場の用に供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル (駐車台数 台)
			それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
	b 車路等の面積	平方メートル		
4 自動車の出口及び入口の位置				

注1 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

2 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

様式第七の三（第二十一条の六第一項関係）（令2国交令74・追加）

特定路外駐車場設置変更届出書

年 月 日

殿

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

都市再生特別措置法 {第62条の9第2項} の規定により、届出事項の変更につい  
{第106条}

て、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

年 月 日

2 変更の内容

（注意）変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

## 様式第七の四（第二十一条の七第一項関係）（令2国交令74・追加）

## 出入口制限対象駐車場設置届出書

都市再生特別措置法第62条の10第2項の規定に基づき、下記により届け出ます。					
年 月 日					
殿					
出入口制限対象駐車場管理者の氏名又は名称及び住所					
1	駐車場の名称				
2	駐車場の位置				
3 規 模	イ	駐車場の区域の面積			平方メートル
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積	ア	駐車用の用に供する部分の面積	平方メートル (駐車台数 台)
			イ	一般公共の用に供する部分 それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
		ハ	車路等の面積	平方メートル	
4	自動車の出口及び入口の位置				

注1 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車用の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

2 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車用の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

様式第七の五（第二十一条の九第一項関係）（令2国交令74・追加）  
 出入口制限対象駐車場出入口変更届出書

都市再生特別措置法第62条の10第3項の規定に基づき、下記により届け出ます。 年 月 日 殿 出入口制限対象駐車場管理者の氏名又は名称及び住所					
1	駐車場の名称				
2	駐車場の位置				
3 規 模	イ	駐車場の区域の面積			平方メートル
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積	a	駐車用の用に供する部分の面積	平方メートル (駐車台数 台)
				一般公共の用に供する部分 それ以外の部分	平方メートル (駐車台数 台)
		b	車路等の面積		平方メートル
4	変更後の自動車の出口及び入口の位置				

注1 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車用の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

2 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車用の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

様式第八(第二十二条関係) (平17国交令54・追加、平24国交令64・旧様式第四線下、平26国交令67・旧様式第七線下、令2国交令98・一部改正)

民間都市再生整備事業計画 <sup>認定</sup> <sub>変更認定</sub> 申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地  
申請者の氏名又は名称

都市再生特別措置法 <sup>第63条第1項</sup> <sub>第66条第1項</sub>の規定に基づき、民間都市再生整備事業計画について <sup>認定</sup> <sub>変更認定</sub> を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 注1 不要の部分は消してください。  
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。  
3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

民間都市再生整備事業計画

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 整備事業区域
  - (1) 位置
  - (2) 面積  $m^2$
- 4 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
  - (1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
		$m^2$	$m^2$	$m^2$		
		$m^2$	$m^2$	$m^2$		
		$m^2$	$m^2$	$m^2$		
合計		$m^2$	$m^2$	$m^2$		

注1 「建築物番号」の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。

2 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。

- (2) 建築物の構造方法、設備及び用途

[建築物番号]
[構造方法]
[設備]
[用途]

- 注1 すべての建築する建築物について建築物ごとに作成してください。
- 2 [構造方法]の欄には、「鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・その他」の別を記入してください。
- 3 [設備]の欄には、設置する設備ごとに構造等を記入してください。
- 4 [用途]の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入してください。

5 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者等

[公共施設番号]
[公共施設の種類]
[公共施設の規模]
[公共施設の管理者又は管理者となるべき者]

- 注1 [公共施設番号]の欄には、添付する整備事業区域内に建築する建築物の配置図において公共施設ごとに付した番号を記入してください。
- 2 すべての整備する公共施設について公共施設ごとに作成してください。
- 3 [公共施設の規模]の欄には、公共施設の規模を公共施設の種類に応じて適宜記入してください。

6 工事着手の時期及び事業施行期間

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

7 用地取得計画

- (1) 申請者が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する整備事業区域内の土地

番号	所在	地番	地目	面積	申請者の有する権利の種類
				m <sup>2</sup>	

- 注1 「番号」の欄には、添付する整備事業区域内にある土地及び建築物の配置図において土地ごとに付した番号を記入してください。

2 「申請者の有する権利の種類」の欄には、所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の別を具体的に記入してください。

(2) 申請者が所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定（以下この様式において「所有権の取得等」という。）をしようとする土地

番号	所在	地番	地目	面積	申請者が取得又は設定しようとする権利の種類	所有権の取得等の方法	所有権の取得等の予定時期
				m <sup>2</sup>			年 月

注1 「番号」の欄には、添付する整備事業区域内にある土地及び建築物の配置図において土地ごとに付した番号を記入してください。

2 「申請者が取得又は設定しようとする権利の種類」の欄には、所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の別を具体的に記入してください。

#### 8 資金計画

	内 訳	金 額（百万円）
支 出	用 地 費 除 却 費 整 地 費 建 築 費 事 務 費 借 入 金 利 息 ○ ○ ○	
	計	
収 入	自 己 資 金 借 入 金 (借 入 先) ○ ○ ○	( )
	計	

9 都市再生整備事業が都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものであり、かつ、当該都市再生整備計画の区域を含む都市の再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

10 整備事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

## 様式第九（第三十四条第二号関係）（平26国交令67・追加）

## 特定住宅整備事業に関する計画書

## 1 事業の名称

## 2 事業の目的

## 3 事業区域

## (1) 位置

(2) 面積  $m^2$ 

## 4 事業の概要

## (1) 住宅の建築面積等

住宅番号	階数	高さ	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
		m	$m^2$	$m^2$	$m^2$		
		m	$m^2$	$m^2$	$m^2$		
		m	$m^2$	$m^2$	$m^2$		
合計			$m^2$	$m^2$	$m^2$		

注1 「住宅番号」の欄には、添付する事業区域内に建築する住宅の配置図において住宅ごとに付した番号を記入してください。

2 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。

## (2) 住宅の構造方法及び設備

[住宅番号]
[構造方法]
[設備]

注1 全ての建築する住宅について住宅ごとに作成してください。

2 「構造方法」の欄には、「鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・その他」の別を記入してください。

3 「設備」の欄には、設置する設備ごとに構造等を記入してください。

## 5 工事着手の時期及び事業施行期間

[事業の着手の予定年月日]	年 月 日
[事業の完了の予定年月日]	年 月 日

## 6 資金計画

	内 訳				金 額 (百万円)
支出	用		地	費	
	除		却	費	
	整		地	費	
	建		築	費	
	事		務	費	
	借	入	金	息	
	○		○	○	
	計				
収入	自	己	資	金	( )
	借		入	金	
	(借	入	先)	( )	
	○	○	○		
	計				

様式第九の二（第三十四条の六第一項関係）（令2国交令74・追加、令2国交令98・一部  
改正）

防災住宅建設区換地申出書

年 月 日

殿

申出人 住所  
氏名

都市再生特別措置法第87条の4第1項の規定により、下記の宅地についての換地を防災住宅建設区内に定めるべき旨の申出をします。

記

所在地及び地番	地 目	地 積

備考 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載してください。

様式第十(第三十五条第一項第一号関係) (平26国交令67・追加、令2国交令98・一部改正)

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>届出者住所 氏名</p>		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第十一（第三十五条第一項第二号関係）（平26国交令67・追加、令2国交令98・一部改正）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、          [住宅等の新築]、          [建築物を改築して住宅等とする行為]、          [建築物の用途を変更して住宅等とする行為]          について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日          殿</p> <p>届出者 住所          氏名</p>	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第十二（第三十八条第一項関係）（平26国交令87・追加、令2国交令98・一部改正）

行為の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第十三(第三十九条第二項関係)

## 開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者 住所 氏名		※ 手数料欄
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、その他のものの別	
	8 都市再生特別措置法第90条の規定により読み替えて適用する都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
- 3 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
- 4 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 ※印のある欄は記載しないこと。
- 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第十四（第三十九条第四項関係）（平26国交令67・追加、令2国交令98・一部改正）

## 特定建築等行為許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により、 [住宅等の新築] の許可を申請 [建築物を改築して住宅等とする行為] [建築物の用途を変更して住宅等とする行為] します。  年 月 日 殿 許可申請者 住所 氏名	※ 手数料欄
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をし ようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途	
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 が都市再生特別措置法第90条の規 定により読み替えて適用する都市 計画法第34条第10号又は都市再生 特別措置法施行令第29条の規定に より読み替えて適用する都市計画 法施行令第36条第1項第3号ハか らホまでのいずれの住宅等に該当 するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 許可に付した条件	
※ 許可番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、特定建築等行為を行うことについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

様式第十五（第四十三関係）（平26国交令67・追加、令2国交令98・一部改正）

民間誘導施設等整備事業計画 <sup>認定</sup> <sub>変更認定</sub> 申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

都市再生特別措置法 <sup>第95条第1項</sup> <sub>第98条第1項</sub> の規定に基づき、民間誘導施設等整備事業計画

について <sup>認定</sup> <sub>変更認定</sub> を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

注1 不要の部分は消してください。

- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
- 3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

民間誘導施設等整備事業計画

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 誘導事業区域
  - (1) 位置
  - (2) 面積  $m^2$
- 4 誘導施設の概要
- 5 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要
  - (1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
		$m^2$	$m^2$	$m^2$		
		$m^2$	$m^2$	$m^2$		
		$m^2$	$m^2$	$m^2$		
合計		$m^2$	$m^2$	$m^2$		

注1 「建築物番号」の欄には、添付する誘導事業区域内に建築する建築物の配置図において建築物ごとに付した番号を記入してください。

2 「階数」の欄には地階を除く階数を記入してください。

- (2) 建築物の構造方法、設備及び用途

[建築物番号]
[構造方法]
[設備]
[用途]

- 注1 すべての建築する建築物について建築物ごとに作成してください。
- 2 [構造方法]の欄には、「鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・その他」の別を記入してください。
- 3 [設備]の欄には、設置する設備ごとに構造等を記入してください。
- 4 [用途]の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入してください。
- 6 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者等

[公共施設番号]
[公共施設の種類]
[公共施設の規模]
[公共施設の管理者又は管理者となるべき者]

- 注1 [公共施設番号]の欄には、添付する誘導事業区域内に建築する建築物の配置図において公共施設ごとに付した番号を記入してください。
- 2 すべての整備する公共施設について公共施設ごとに作成してください。
- 3 [公共施設の規模]の欄には、公共施設の規模を公共施設の種類に応じて適宜記入してください。
- 7 工事着手の時期及び事業施行期間

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

8 用地取得計画

- (1) 申請者が従前から所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する誘導事業区域内の土地

番号	所在	地番	地目	面積	申請者の有する権利の種類
				m <sup>2</sup>	

- 注1 「番号」の欄には、添付する誘導事業区域内にある土地及び建築物の

配置図において土地ごとに付した番号を記入してください。

2 「申請者の有する権利の種類」の欄には、所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の別を具体的に記入してください。

(2) 申請者が所有権の取得又は借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の取得若しくは設定（以下この様式において「所有権の取得等」という。）をしようとする土地

番号	所在地番	地目	面積	申請者が取得又は設定しようとする権利の種類	所有権の取得等の方法	所有権の取得等の予定時期
			m <sup>2</sup>			年月

注1 「番号」の欄には、添付する誘導事業区域内にある土地及び建築物の配置図において土地ごとに付した番号を記入してください。

2 「申請者が取得又は設定しようとする権利の種類」の欄には、所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利の別を具体的に記入してください。

#### 9 資金計画

	内 訳			金額（百万円）
支出	用地費	地却費	建築費	
	借入金	金利	利息	
	計			
収入	自己資金	入金	金	( )
	(借入金)	先	金	
	計			

10 誘導施設等整備事業が住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る上で効果的であり、かつ、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域を含む都市の

---

再生に著しく貢献するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

- 11 誘導施設等整備事業が立地適正化計画に記載された都市再生特別措置法第81条第2項第3号に掲げる事項に照らして適切なものであることを明らかにするために参考となるべき事項
- 12 誘導事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が地域整備方針に適合するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

様式第十五の二（第四十七条の四第一項関係）（平30国交令58・追加、令2国交令98・一部改正）

誘導施設整備区換地申出書

年 月 日

殿

申出人 住所  
氏名

都市再生特別措置法第105条の3第1項の規定により、下記の宅地についての換地を誘導施設整備区内に定めるべき旨の申出をします。

記

所在地及び地番	地 目	地 積

備考 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載してください。

様式第十八（第五十二条第一項第一号関係）（平26国交令67・追加、令2国交令98・一部改正）

開発行為届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日 殿</p> <p>届出者住所 氏名</p>			
開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	平方メートル
	3	建築物の用途	
	4	工事の着手予定年月日	年 月 日
	5	工事の完了予定年月日	年 月 日
	6	その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第十九（第五十二条第一項第二号関係）（平26国交令67・追加、令2国交令98・一部改正）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、          〔誘導施設を有する建築物の新築〕          〔建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為〕          〔建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為〕          について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日          殿</p> <p>届出者 住所          氏名</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二十（第五十五条第一項関係）（平26国交令87・追加、令2国交令98・一部改正）

行為の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第二十一（第五十五条の二関係）（平30国交令58・追加、令2国交令98・一部改正）  
誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記より届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
  - 2 休止（廃止）しようとする年月日
  - 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
  - 4 休止（廃止）に伴う措置
    - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
    - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。